

令和3年(2021年) 5月18日

西宮市議会議長 澁谷 祐介 様

建設常任委員会

委員長 大原 智

建設常任委員会施策研究テーマについて(報告)

本委員会では、令和2年8月19日開催の委員会において、「公園施設のあり方について」を年間の施策研究テーマと定め、調査・研究をまいりましたので、御報告申し上げます。

1 公園施設のあり方について

令和2年10月8日、令和2年10月28日、令和2年11月24日、令和2年12月11日、令和3年1月12日、令和3年2月9日及び令和3年4月13日に委員会を開催し、市当局より、本市の現在の取組状況や課題等の説明を聴取するとともに、質疑、委員間協議等を行い、意見要望を伝えました。

当該施策研究テーマに対する各委員の個別意見は別紙のとおりです。

(※委員間協議は、「公園配置の地域偏在の課題について」・「公園施設の老朽化の課題について」・「公園施設の利用と周知の課題について」・「その他」の論点を掲げました。

提言の記載については、上記の論点に基づいて列記する、論点の中から特筆する、まとめて記載するかを各委員において判断しています。)

以 上

公園施設のあり方について

1、公園配置の地域偏在の課題について

本市の公園配置については、市民一人当たりの面積としては全国平均と同等の水
準となっているが、これを市民一人当たりの歩いて行ける公園面積となると、本市
を北部、中部、南部と分けた場合、地域偏在が存在することが分かった。

偏在が生まれた原因については、確定できるものはないが、例えば、市街地開発
とともに公園が整備されてきた事情、戦災あるいは震災の復興による絡みで公園が
整備されてきた、いわゆる区画整理事業の中で整備されてきた事情があると推測さ
れる。

面積の確保だけが課題ではないと言いつつも、市民の暮らしをより潤いあるもの
とするためには、公園の量が確保されることはもちろん、誰もが公園を気軽に利用
できるように、適正に配置されていることが重要と考える。

よって、公園が不足している地域への優先的な設置を推進するとともに、まちづ
くり関連事業により設置される公園について、事業者との協議により、利用者の利
便性等を考慮した配置を推進していただきたい。

また、公園の多様な利活用等を推進するためにも、公園の統廃合による比較的大
きな公園の確保の検討を行っていただきたい。

さらに、公園には様々な機能があり、市民のニーズも多様となっていることから、
小規模な街区公園については、近接する街区公園ごとに機能を特化させる等の地域
での公園の機能分担も検討することをお願いしたい。

2、公園施設の老朽化の課題について

本市の公園数は、約 650 ヶ所、設置されている遊具数は、約 2,100 基とされてい
る。

平成 29 年度に策定された「西宮市公園施設長寿命化計画」により、定期的に整備
されているが、更新時期を次々に迎えるものや市民の利便性から見た更新の対応に
は、より計画性を持った対策が必要であることをまず指摘しておきたい。

一方、公園に設置を希望する施設は、小中学生であれば遊具や休憩場所、団体であれば広場、高齢者であれば健康器具といった意見が多いとされ、利用者の年齢等により様々な要望が上がってくる。

だからと言って、全ての公園に画一的な施設の設置を行うことなど、もちろん現実的ではない。

そこで、公園施設の設置に当たっては、公園利用者のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに合った施設の選定とともに、公園の規模や果たすべき役割に応じた適切な施設の設置を推進するようにしていただきたい。

次に、公園の樹木等は、景観形成や緑陰の提供、大気の浄化等、都市の快適な空間の形成において重要な役割を担っている一方で、市民や公園利用者、近隣住民等から要望等が多く寄せられる公園施設の一つでもある。

公園の出入口付近や隣地境に植えられた樹木等による園内外の見通しの悪化や隣接地への越境等の課題には、即座に対応していただくとともに、倒木や枝折れ等による被害が生じないように、点検と対策を十分講じることを要望する。

最後に、バリアフリー法等の施行以前に造られた公園については、バリアフリー化されていない施設が多く残っているものと思われる。

それゆえ、公園種別や規模等を総合的に判断した上で、改修の必要な施設、効果の見込める施設等から順次、バリアフリー化を推進すること、また、新規公園の設置の際のバリアフリー化は当然のこととして、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰もが楽しく快適に利用できる公園を造ることを進めてもらいたい。

3、公園施設の利用と周知の課題について

本市の公園に関する市民等から寄せられる苦情・通報は、年間約2,700件とされる。そのうち、全体の約10%が、利用者のマナーに関するものとなっている。

本来、公園は、誰もが自由に利活用できる公共のスペースだが、一部の利用者がそれを逸脱した利用をすることで、例えば、公園でのボール遊びが禁止される等、公園ではいけないことが増えていき、自由に使える公園が規制だらけになってしまうことは避けなければならない。

公園が利用者にとって安全・安心で快適な利用ができる空間とするために、利用

ルールの共有を推進するとともに、不法投棄や私的利用等の不適正な利用への対策に取り組んでもらいたい。

本市のホームページへの掲載は、わかりやすく評価できるものだが、一方通行の周知だけでなく、例えば、出前講座等の実施など、積極的に、地域に広く訴えかける手法も実施してはどうかと考える。

不適正な利用への対応については、警察や学校等の様々な機関、地域団体等と連携したパトロールの実施や効果的な看板の設置、そして地域における防犯カメラの設置等により、不適正な利用への対応や防犯意識の向上を図ってもらいたい。

4、その他

ここでは、本委員会では、十分な研究ができなかった「防災・減災」という論点を記載させていただく。

公園は、災害発生時の避難場所等の多様な活用がされているだけではなく、園内の空地による火災の延焼防止等、様々な機能を有している。

また、災害への備えには、地域、特に近隣世帯が相互に協力しあえることが非常に重要であり、地域コミュニティの形成も有効な対策となりえる。

本市の公園活用における地域との連携においては、住民清掃活動が主たるものとなっているが、公園は、防災・減災に対する様々な利活用が可能な場所であり、公園を活用することで防災機能の向上や、市民の防災・減災への意識の向上につながる取り組みをぜひ進めていただきたい。

具体的な取り組みとしては、(ア) 災害に対し公園が有する機能の効果的な発揮のため、防災・減災に資する公園の適正配置の推進、(イ) 防火水槽や防災倉庫など必要な設備の設置や、民間事業者等との災害時の協定など、公園の防災・減災機能を高める体制の構築、(ウ) 地域の防災訓練を始めとする防災・減災に対する意識の向上や取り組みへの支援を進めることを要望する。

最後に、市当局におかれては、本市の公園が地域を元気にすることを目標に、民間事業者等の積極的な利活用、様々な分野の事業主体との連携による公園の活用がなされていく取り組みを進めてくださることを期待している。

やの 正史副委員長

禁止事項の注意書きは必要。

公園清掃管理団体はできるかぎり増やして、その中の人でもいいが公園指導員（名称案：パークキーパー）をボランティアで行ってもらい、公園全般にわたって見守りをお願いします。

川村 よしと委員

まずは、住民がどこにどのような公園を、どれくらい必要としているのかを把握することが肝要だと考えます。

整備のあり方としては、委員会を通して、予め西宮市内全体の計画が存在したわけではなく、「住宅やマンションができる→公園設置の要望が地域から上がってくる→公園を設置する」という、言葉を選ばずに言えば場当たりの整備されてきたことが分かりました。記録すらないものも多数ありましたが。よって、現状について論理的な説明をすることは難しいと感じています。

今後のあり方としては、公園の大きさや性質によって「〇〇禁止」とする所、逆に「〇〇を許可」とする所に分けて特色を出すことで、住民のニーズに応えることを検討すべきではないでしょうか。分かりやすいもので言えば BBQ がありますが、公園の大きさや場所によっては、許可してみても良いかもしれません。

禁止というルールの厳守を求めることも確かに大切ですが、規制を緩和してマナーを守ってもらうにはどうするのかを検討することが、前向きな政策だと考えます。

河本 圭司委員

本市においては、少子化及び高齢化が深刻な問題だと言えます。

その様ななか市民の皆様により多くリクリエーション、健康増進や自然との触れ合い、又は、避難地としての役割を担う公園施設を目指して頂きたいと考えます。

例えば、それぞれの地域性を鑑みた公園づくりや、災害時に役立つかまどベンチや防災トイレの有る公園づくり、遊び場の安全性や防犯対策なども公園づくりには欠かせない要素となっていると考えます。

市民のライフスタイルや価値観は多様化し、公園もそれに答えることが求められています。

地域の自治会とも協調し、また教育の場でもルールを守る事の大切さを子供たちにも知らせる環境をつくる。

公園管理者である市は利用者全ての人に気持ちよく利用していただける様、動線上にルールを書いた看板を設置する等、工夫して市民の皆様の評価に応える公園づくりを目指して行く事が大切だと考えます。

草加 智清委員

公園施設の利用と周知の課題について

公園を利用するにあたっては公園内での禁煙をはじめ、ペットのマナー（ノーリード、糞の放置）、公園内での球技、花火、クズカゴ撤去、不法投棄、バーベキュー、早朝・夜間の公園利用（球技等の音、話し声が響くなど）といろいろとあるが、その中でも、個人のマナー違反や命令に違反すると2万円以下の過料に処する禁煙違反や、5年以下の懲役又は1千万以下の罰金に処される場合もある重い罪になる不法投棄など、罰則規定を含めて注意をしなければならぬことが多すぎるので、なかなか市民に周知されていないのが現状である。

よって、公園を利用するにあたっての注意事項をもっと多くの市民に周知するためにサイン（看板）の設置だけでなく公園緑地課に公園専用のパトロールチームを置いて、パトロールを継続的に行い、最初は違反者には違反していることや、周りに迷惑をかけていること等、罰則規定も含めて口頭で注意をして改めて違反していることを認識してもらう。今後も定期的にパトロールを継続することを伝えて、2回目からは罰則規定に従ってもらう。何か事があった場合の警察との連携も含めたパトロール強化を図る。

花岡 ゆたか委員

宝塚市の末広中央公園や、尼崎市の元浜緑地・伊丹市の緑ヶ丘公園・芦屋市の芦屋市総合公園のように広大で、家族でピクニックできるような、また災害発生時に避難場所等として利用できるような、2～4ha程度の大規模公園が南部市域の平たん部に必

要である。まずは、都計 4.3.303 鳴尾中央公園を早期に整備するべきである。

公園利用のマナーアップのため、市民の意識の向上のためにも、分かりやすいサインを一つの公園に複数ヶ所設置して周知を図るべきである。

町田 博喜委員

市内には 650 の公園があり、それぞれ利用する目的が違っていても利用する人が気持ちよく利用できるよう施設の維持と利用者のモラルの向上を図ることが求められていると思います。

1. 公園配置の地域偏在について

西宮市では、住民一人当たりの公園面積が全国平均の 10.6 m²を超え、10.7 m²となっていますが、小学校区別に 1 人当たりの歩いて行ける身近な公園面を見た場合、地域毎にバラツキがあります。また、一つ一つの公園の面積も様々で、遊具の設置状況やトイレの設置についても違いがあります。

〈提 言〉

- ① 今後、公園用地として空地を確保できる場合、町別人口の幼児・児童の多い地域を優先して公園の設置を進めていくべき。
- ② 地域の自治会や小学校単位で保護者などにアンケート調査を行い、公園の新設を含め、地域に適している公園の在り方を検討すべき。

2. 公園施設の老朽化について

公園施設の老朽化に伴う改修に当たっては、少子化が進む中、公園は子供が遊ぶ所という考え方から、高齢者の方を含め、地域の方の交流の場、憩いの場となるような考え方で、地域の意見も取り入れて改修を進めていくべきと考えます。

〈提 言〉

- ① 公園内のバリアフリー化を進めること。
- ② 高齢者が腰かけやすいベンチの設置（座面に角度がついているものなど）や東屋などを設置して日陰の確保に努めること。
- ③ 基本的に街区公園においても一定の広さと地域の要望があれば、トイレの設

置を進めること。

3. 公園施設の利用と周知について

一昔前に比べ、住宅地において空き地が少なくなり、公園の利用に対する多様化が求められています。

公園の利用に当たっては、マナーを守ることは当然のこととして、公園ごとに①公園の面積、②公園内でグラウンドとして使用できる面積、③駐車場の設置の有無、④トイレの有無、⑤周囲の住宅の状況といったものを一定整理したうえで、こういったものに使用することが可能かを決めていくことも、今後必要ではないかと考えます。そして、そのうえで、公園利用上の注意事項の周知に努め効果的なものにしていくべきと考えます。

〈提 言〉

- ① 幼児・児童がボール遊びなどができる公園の整理を行うこと。
- ② 公園の設置状況に応じて、バーベキューができる公園の拡充やドッグラン設置を検討すること。
- ③ 苦情の多い公園については、定期的にマナー指導員などを巡回させるとともに苦情内容に応じた注意看板の設置を検討すること。